

令和6年度

浜松市立相生小学校  
第1回 学校運営協議会

令和6年 5月10日（金）  
授業参観 13:25~13:55  
協議会 14:00~15:30  
場 所：多目的室、各教室

次 第

（司会：村上 記録：伊藤）

※開催要件（委員の過半数の出席）確認

- 1 会長挨拶
- 2 校長挨拶
- 3 新規学校支援コーディネーター委嘱書交付
- 4 自己紹介  
(委員・学校職員 ※CS教職員、校務アシスタント)
- 5 浜松市学校運営協議会規則確認
- 6 会長・副会長の確認
- 7 議長（進行役）の選出（出席した委員の中から互選）
- 8 前回会議録、令和5年度協議会自己評価の確認
  
- 9 熟議（議長：鈴木）  
(1) 学校運営の基本方針について  
(2) 夢育やらまいか事業（CS加算分）に対する意見書について  
(3) 学校運営協議会の自己評価について
  
- 10 報告 〈司会：村上 記録：伊藤〉  
・学校支援CDからの活動報告
- 11 連絡  
・次回開催日時  
・熟議内容

# 令和6年度学校運営協議会 年間計画(案)

令和6年4月1日～令和7年3月31日

※ 委員の過半数の出席がないと開催できません。

※ 感染症の感染拡大防止等、状況により、開催が中止、あるいは延期になる場合があります。

回	日時 会場	主な内容 熟議のテーマ 等	備考
1	令和6年 5月10日 金曜日 13:20～15:30 多目的室	熟議テーマ (1)学校運営の基本方針について 説明 ⇒質疑・応答、熟議  (2)夢育やらまいか事業に対する意見書について  (3)学校運営協議会の自己評価について	(授業公開) 13:25～13:55 各教室
2	令和6年 6月28日 金曜日 13:20～15:30 多目的室	熟議テーマ (1)主体性を育むために必要な支援について  (2)その他喫緊の課題	(授業公開) 13:25～13:55 各教室
3	令和6年 11月7日 木曜日 13:20～15:30 多目的室	熟議テーマ (1)前期学校評価の結果より  (2)地域人材活用についての現状報告  (3)主体性を育むための具体策について	(授業公開) 13:25～13:55 各教室  ★学校運営協議会の自己評価 表→学校への提出 11/21(木)までに
4	令和7年 2月14日 金曜日 9:00～12:00 多目的室	熟議テーマ (1)学校評価について  (2)学校運営協議会の自己評価について  (3)来年度学校運営の基本方針について	(授業公開) 9:00～ 「風の子・太陽の子応援団 まとめの会」  9:55～「感謝する会」

令和6年5月10日(金)  
相生小学校運営協議会

## 令和6年度相生小学校 学校経営方針

校長 小林 延和

### 1 はじめに

#### 教育目標：風の子 太陽の子～ともに未来を創る～

風の子・・・未来に向かって夢をもち、自ら立てた目標を達成しようと、苦しさにくじけることなく粘り強く挑戦する心身両面にわたるたくましさをもった子  
太陽の子・・・みんなのルールを守り、相手の気持ちや立場を考えて思いやりをもつて接し、学び合い、共に成長しようとする温かい心をもった子

### 2 学校経営目標

#### “多様性を生かし合い、笑顔あふれる相生小”

相生小学校には一人一人の子供に居場所があり、安全、安心で、学ぶ楽しさと喜びを実感できるところでありたいと願っています。

「相生」とは共に生きるという意味

相（愛）いっぱい・・・

学び合い（愛）なりたい自分に向かって粘り強く学び合い、ともに成長する子

認め合い（愛）自他のよさを知り、認め合い高め合う子

鍛え合い（愛）心身ともに健康で、鍛え合い、あきらめずに挑戦し続ける子

支え合い（愛）心身ともに健康で、明るく元気な教職員がいる活力ある学校

#### 令和6年度も・・・“百花繚乱作戦”

子供一人一人にそれぞれの自分の花を咲かせたい！

いろいろな花がはなやかに咲き乱れる意味から、多方面にわたって子供たちが自他の良さを自覚し、持ち味を生かし、自分らしい花を咲かせるという意味



温かく  
かかわる力



自分を  
高める力



あきらめずに  
挑戦する力



夢をもち  
つなげる力



浜松市立相生小学校

キャリア教育を  
推進しています。

### 3 令和6年度 学校経営の柱

#### (1) 命を大切にし、多様性を認め合える安心感のある学級・学年・学校

いじめや不登校の問題には全校体制で取り組んでいきます。学級ごと『学級目標』を話し合い、その目当てに向かって、みんなで学級づくりをします。学校は、社会に出る前の『集団生活』を学ぶ場です。友達のよさに気付き大切にできる子を育て、一人一人の居場所があり、自己有用感（役に立っている）を感じることができる学校を創ります。一人一人のよさや可能性を最大限に伸ばし、持ち味に自信がもてるよう保護者の皆さんと共に育てます。

#### (2) 夢と勇気をもち、主体的な学びができる学校＜キャリア教育の推進＞

相生小の子供たちは明るく素直で、元気いっぱいです。予測不可能な時代を生きていく子供たちに、小学校時代に育てたい力をしっかりと身に付けさせるために、一番大切にしているのは授業です。子供自身が「主体的に学び」、「協働して学ぶ」授業を展開しています。体育科のみならず、他の教科においても、「やってみたい」「おもしろい」「もっと調べてみたい」などと、子供の主体的な学びにつなげ、「今の学びが将来や社会とつながってる」ということを実感させるよう努めています。家庭学習では、宿題だけでなく「自主的な学び」を重視して取り組んでいます。

#### (3) 心身ともに健康で、明るく元気な教職員がいる活力ある学校

いつも笑顔で、子供の人権を尊重し、子供の心の痛みが分かる人間味あふれる教職員を目指しています。指導力を高める努力を続け、はつらつと真摯に子供に向き合っていきます。教職員が子供と元気にかかわるためにも、働き方改革を進めています。御協力お願いします。

#### (4) 家庭、地域と連携・協働し、共に歩む学校

子供が意欲をもって登校する原点は、安定した家庭生活にあります。安定した生活リズムは学力向上や心身の健やかな成長につながります。毎朝、元気に「行ってきます」と家を出ることができますとよいです。学校教育への御理解・御協力よろしくお願いします。



温かく  
かかわる力



自分を  
高める力



あきらめずに  
挑戦する力



夢をもち  
つなげる力



浜松市立相生小学校

キャリア教育を  
推進しています。

# 浜松市立相生小学校いじめ防止基本方針

## 概要

- 概要
  - ・本校のいじめ防止対策が適切に機能しているか評価・点検して見直す仕組みを整備
  - ・いじめの防止等に関する取組を明記
  - ・いじめの早期発見のための相談体制の整備・迅速な対応
  - ・いじめは特定の教職員によらず、組織で対応
  - ・いじめを行った子供に対しての指導や関係機関と連携した対応

## いじめの定義

- いじめとは、学校に在籍する児童等に対する、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的な影響を与える行為(インターネットを含む。)であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」(いじめ防止対策推進法第2条第1項)

## 第1 いじめの防止等のための基本的な考え方

- 1 いじめの定義
  - ・個々の行為がいじめに当たるかは「いじめを受けた子供の立場」に立つことが必要
  - ・いじめは特定の教職員によらず、校内いじめ対策委員会を活用して認知
  - ・犯罪行為として取り扱われるべきと認められた事案等については、教育的配慮や被害への配慮の上、早期に警察と連携した対応を実施
- 2 いじめの理解
  - ・いじめはどの子供にも起こりうるものであり、集団全体にいじめを許さない雰囲気が生まれるようにすることが必要
  - ・学校は、全ての子供に「いじめは決して許されない」ととの理解を促し、心の通う人間関係の素地を養う
- 3 いじめの未然防止
  - ・子供がSOSを発信できるようにするために、教職員がSOSに気付けるようになります
  - ・いじめを隠したり軽視したりしないよう、積極的にいじめを認知
  - ・いじめへの対処についての体制を整備
- 4 地域や家庭との連携
  - ・PTA、地域、学校が協議する機会や保護者がいじめについて学ぶ機会を設定
  - ・学校運営協議会(コミュニケーション・スクール)制度の活用

## 第2 いじめの防止等のための対策

- 1 いじめの防止等のための組織
  - (1) 校内いじめ対策委員会組織と役割
- 2 いじめの防止等のための組織
  - 浜松市立相生小学校 校内いじめ対策委員会  
校長、教頭、主幹教諭、生徒指導担当教員、いじめ対策コーディネーター  
学年主任、養護教諭、学級担任  
(必要に応じて) 発達支援コーディネーター、教科担当、スクールカウンセラー  
スクールソーシャルワーカー、外部専門家(警察官・検査官・鑑定士等)
  - (2) いじめの防止等における教職員の役割
    - ①いじめ対策コーディネーターの設置と役割
    - ・毎月1回定期的に開催、事業が発生した場合は、随時開催
    - ②いじめの企画・運営
    - ・情報収集、実態把握、保護者・地域・関係機関との連携の窓口、会議などの企画・運営
    - ・いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを推進、研修の企画・運営する
  - ③教職員の役割
    - ・「浜松市立相生小学校いじめ防止基本方針」に沿って、いじめの未然防止、早期発見・早期対応が組織的かつ実効的に機能するよう役割を明記

## 第2 いじめの防止等のための対策【左下段からの続き】

## 第2 いじめの防止等のための対策【左下段からの続き】

- 2 いじめの防止等に関する取組
  - (1) 相生小年間指導計画
    - ・いじめの未然防止
    - ・学校教育目標「風の子・太陽の子～ともに未来を創る～」の具現化を目指し、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を教育の基盤として、すべての教育活動を通して、「いじめが起きにくく・いじめを許さない学校づくり」に取り組む。
  - (2) いじめの早期発見
    - ・子供とのコミュニケーション、定期的なアンケート調査、個人面談等から、子供がいじめを訴えやすい環境を整備
    - ・教育委員会と連携、ネットパトロールの活用
  - (3) いじめの早期発見
    - ・教職員は、いじめ、又はいじめの疑いがある行為を確認した場合には、直ちにいじめを受けた子供やいじめを知らせてきた子供の安全を確保した上で、対応
    - ・(5) 関係機関との連携
    - ・(6) 学校における教育相談体制の整備
    - ・(7) 教職員の資質向上のための研修会や校内外の取組
    - ・(8) いじめが解消している状態
    - ・いじめに係る行為が止んでいないこと(3か月を目安)、いじめを受けた子供が心身の苦痛を感じていないこと
    - ・(9) 「浜松市立相生小学校いじめ防止基本方針」の公表と説明、評価・見直し
  - 3 地域や家庭の役割
    - (1) 地域の役割
      - ・地域の人たちが地域で育つ子供に積極的に関わる。
      - ・家庭、学校、地域が連携し、より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止める。
    - (2) 家庭の役割
      - ・いじめ防止対策推進法における保護者の責務  
「保護者は、子の教育について第一義務的責任を有するものであつて、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他必要な指導を行うよう努めるものとする。」(いじめ防止対策推進法第9条第1項)  
・ルールやマナーを守ることを子供に教える。
      - ・子供からいじめの相談を受けたら、学校へ通報するなど適切な措置をとる。
      - ・子供との触れ合いや対話を大切にする。
      - ・子供のちょっとした様子の変化を見逃さず、連携して、いじめの責任を持つ。
      - ・携帯電話等を使用させる場合には、保護者として責任を持つ。
      - ・子供がいじめを行ったことが分かった場合、学校と協力して指導する。

## 第3 重大事態への対処

- ・教育委員会へ報告し、ガイドライン等により適切に対応

(様式 1 )

令和 6 年 5 月 13 日

浜松市立相生小学校  
夢をはぐくむ学校づくり推進協議会  
代表 森田 賢児 様

浜松市立相生小学校運営協議会  
会長 小杉 思主世

### 夢育やらまいか事業に対する意見書

令和 6 年 5 月 10 日に開催した学校運営協議会において、下記の意見を議決しましたので報告します。

#### 記

#### 1 学校運営の基本方針を具現化するための意見

昨年度「風の子太陽の子応援団」が発足し、児童とのかかわりが増えるといった効果が上がってきた。本年度も児童の「温かくかかわる力」や「あきらめずに挑戦する力」を一層伸ばすためにも、この「風の子太陽の子応援団」をより充実させていくべきである。

⇒ 「風の子・太陽の子応援団」の募集・登録を一層進め、多くの学年と関わる機会を増やす。

⇒ 委員会やハロースポーツ、家庭科や図画工作科などの学習など子供と地域ボランティアが一緒に活動する機会を増やす。

⇒ クラブ活動で、地域住民を講師として招聘する。

⇒ 全校児童と「風の子太陽の子応援団」が対面する機会を作る。